

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る 令和3年度分の固定資産税の軽減措置について

【概要】

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した中小事業者(個人事業主を含む。)に対して、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税を軽減します。

【対象者】

令和2年2月から10月までの連続する任意の3月間の事業収入が、前年同期と比べて30%以上減少している中小事業者等が対象となります。

中小事業者等とは以下のいずれかに該当する個人もしくは法人になります。

- ・ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

※ ただし、以下の法人は、資本金が1億円以下でも対象とはなりません。

- ・ 同一の大規模法人(資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人または大法人(資本金の額または出資金の額が5億円以上である法人等)との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。)に発行株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人
- ・ 2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人

【 軽減の対象 】

- ・ 設備等の償却資産に対する固定資産税
- ・ 事業用家屋に対する固定資産税(事業用と居住用が一体となっている家屋については、事業専用割合に応じた部分が軽減の対象となります。)

【 軽減の対象にならないもの 】

- ・ 土地(事業用・居住用)
- ・ 個人の所有する居住用の家屋

【 軽減率 】

令和2年2月から10月まで任意の連続する3カ月間の事業収入の減少率	軽減率
事業収入が前年同期比で30%以上50%未満減少している	2分の1
事業収入が前年同期比で50%以上減少している	全額

【 提出書類 】

(1) 特例申告書(様式は同ページ下部若しくは別添 [Word ファイル\(別ウインドウを開く\)](#))

当申告書に「認定経営革新等支援機関等確認欄」がありますので、必ず当該機関等の確認を受けてください。

(参考)

認定経営革新等支援機関等とは

認定経営革新等支援機関等とは、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上と認定された個人、法人、中小企業支援機関等のことをいいます。

① 認定経営革新等支援機関

認定を受けた税理士、公認会計士又は監査法人、中小企業診断士、金融機関(銀行、信用金庫等)など

② 認定経営革新等支援機関に準ずるもの

- ・ 都道府県中小企業団体中央会
 - ・ 商工会議所
 - ・ 商工会
- ③ 認定経営革新等支援機関等の「等」に含まれる者のうち、帳簿の記載事項を確認する能力があって、確認書の発行を希望する者(※)
- ・ 税理士 ・ 監査法人 ・ 各地の青色申告会など
 - ・ 税理士法人 ・ 中小企業診断士
 - ・ 公認会計士 ・ 各地の青色申告会連合会

「認定経営革新等支援機関」については[コチラ\(中小企業庁 HP\)](#)をご覧ください。

(2) 特例対象資産一覧

事業用家屋を所有する場合は、(1)の別紙「特例対象資産一覧」を添付してください。
(償却資産については、令和3年度分償却資産申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります。)

(3) 収入が減少したことを証する書類(写し)

会計帳簿や青色申告決算書など、収入が減少したことがわかる書類の写しを添付してください。(会計帳簿・青色決算申告決算書(写し)、試算表等)
また、収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類を添付してください。

(4) (個人事業主で事業用家屋を所有している場合) 特例対象家屋の事業専用割合を示す書類(写し)

青色申告決算書や見取り図など事業用部分の割合のわかる書類の写しを添付してください。

【 申告期限等 】

令和 3 年 2 月 1 日(月)までに申告が必要です。

【 注意事項 】

- (1) 申告期限(令和 3 年 2 月 1 日)を過ぎてしまった場合、軽減措置を受けることができなくなりますので、必ず期限内にご申告いただきますようお願いいたします。
- (2) 軽減を受けるためには、必ず前述の「認定経営革新等支援機関等」からの確認が必要です。
- (3) 本申告におきまして、申告すべき事項について虚偽の申告をした方は、地方税法附則第 61 条(令和 3 年 1 月 1 日からは第 63 条)第 4 項又は第 5 項の規定に基づき 1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処される場合があります。

【 関連リンク 】

制度の詳細等については、下記リンク先をご確認ください。

[中小企業庁ホームページ「新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者に対して固定資産税・都市計画税の減免を行います」](#)
(別ウインドウで開く)

【 お問い合わせ先 】

上牧町総務部税務課 固定資産税係

TEL 0745-76-1001 (内線 148・124)

【 様式 】

新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告

[【PDF】](#) ・ [【Word】](#)

令和 年 月 日

上 牧 町 長 宛て

住 所

連 絡 先

氏名 (名称)

業 種 名

代表者氏名

㊦

新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び
償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する申告

地方税法附則第63条(※)に規定する新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び
償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置について下記のとおり申告いたします。

※令和2年12月31日以前は附則第61条

記

1 事業収入割合について

令和2年 月 日から同年 月 日 令和2年2月から10月までの連続する3月を記載			年 月 日から同年 月 日 左の期間の前年同期を記載		
月期	月期	月期	月期	月期	月期
円	円	円	円	円	円
合計： 円 ……①			合計： 円 ……②		
事業収入割合： % (① / ②) ※小数点以下切り捨て					

- 50%以下 (地方税法附則第63条第1項第1号に該当)
(=事業収入が前年同期比で50%以上減少している場合 軽減率：全額)
- 50%超70%以下 (地方税法附則第63条第1項第2号に該当)
(=事業収入が前年同期比で30%以上50%未満減少している場合 軽減率：1/2)

2 特例対象資産について

申告の有無	資産	納税通知書番号
	事業用家屋 (別紙のとおり)	
	償却資産	

※1 申告する資産に○をつけてください

※2 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります。

(この申告書のほか、令和3年度の償却資産申告書の提出が必要です。)

3 誓約事項について

以下の（１）から（４）について、事実に相違ないことを誓約します。

- （１）「１ 事業収入割合について」に記載した事業収入割合の減少は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること。
- （２）申告者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。
- （３）（申告者が資本若しくは出資を有する法人である場合、）申告者は、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であり、かつ、次に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。
 - ① その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。②において同じ。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人（※）の所有に属している法人
 - ② その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人※「大規模法人」とは租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する大規模法人のことをいう。
- （４）（申告者が資本若しくは出資を有しない法人又は租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者である場合、）申告者は、常時使用する従業員の数が1,000人以下であること。

【認定経営革新等支援機関等確認欄】

上記1～3の申告内容について、記載どおりである旨確認しました。

住 所

名 称

代表者役職

代表者氏名

印

認定経営革新等支援機関等担当者名

認定経営革新等支援機関等電話番号

認定経営革新等支援機関等担当者メールアドレス

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 本申告において、申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、地方税法附則第63条第4項又は第5項の規定に基づき1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される場合があることに留意すること。
3. 「連絡先」については、日中連絡がとれる電話番号等を記載すること。
4. 「氏名（名称）」については、個人事業主にあつてはその氏名を、法人にあつてはその名称を記載すること。
5. 「業種名」については、日本標準産業分類における中分類で記載すること。
6. 本特例の申告にあつては、事前に認定経営革新等支援機関等の確認を受けること。
7. 本特例の申告は令和3年2月1日までに上牧町に対して行うこと。

(別紙) 特例対象資産一覧

家屋の所在		床面積	
所在	(例)○町×丁目△番地□	(例) 134.60 m ²	うち事業用
家屋番号	(例) △番地□		(例)67.3 m ² 50%
所在		m ²	うち事業用
家屋番号			m ² %
所在		m ²	うち事業用
家屋番号			m ² %
所在		m ²	うち事業用
家屋番号			m ² %
所在		m ²	うち事業用
家屋番号			m ² %
所在		m ²	うち事業用
家屋番号			m ² %
所在		m ²	うち事業用
家屋番号			m ² %
所在		m ²	うち事業用
家屋番号			m ² %
所在		m ²	うち事業用
家屋番号			m ² %

※1 前年度における課税明細書に記載の単位で記入すること。(前年度における課税明細書に記載のない家屋については、家屋番号の単位で記入すること。)

※2 事業専用割合が分かる資料(青色申告決算書等)を添付すること。

※3 認定支援機関等の確認を受けた後、資産の異動・取得等があった場合には再度提出の上、確認を受けること。

※4 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなること。